

## 学会誌（『北海道公民教育研究』）投稿規定

1. 『北海道公民教育研究』には、公民教育に関する「研究論文」、「実践論文」、「研究ノート」等（以下、「論文等」という。）を掲載することとする。また、編集委員会の企画により、「特集論文」等を掲載することができる。
  - (1) 研究論文  
公民教育の理論に関する独創的な研究であり、公民教育研究の進展に資する学術的価値の高い研究について論じているもの。
  - (2) 実践論文  
公民教育の実践に関する独創的な研究であり、公民教育実践の進展に資する実証的、かつ、提案性のある研究について論じているもの。
  - (3) 研究ノート  
公民教育の理論・実践に関わる萌芽的な研究であり、公民教育研究・実践の進展に資する研究について記載しているもの。
2. 「論文等」を投稿できるのは、北海道公民教育学会会員のみとする。ただし、編集委員会が依頼する場合を除く。
3. 「論文等」は未発表のものに限り、「編集委員会」による審査（査読）を経て掲載する。
4. 「論文等」の原稿は、A4版横書きで40字×36行（1440字）を1ページとし、ワープロで作成したもののみ受け付ける。1ページ目は9行目から本文を書き始めるものとする。
5. 「研究論文」は14ページ以内、「実践研究」及び「研究ノート」は10ページ以内とする。
6. 同一著者により2号連続する「論文等」の掲載は認めない。また、連載が予定されている「論文等」は、原稿を受理しない。
7. 原稿には、英文タイトルを付記すること。
8. 原稿は、4部を編集担当者に送付する。掲載が決定された場合には、ワードファイル、一太郎ファイル、又はPDFファイルに変換された原稿を、電子データで提出する。掲載される「論文等」の原稿及び電子データは返却しない。
9. 添付する写真、図・グラフなどは、そのまま版下として使用できるものを提出すること。
10. 「論文等」の受理期間は、毎年、5月1日から8月1日までとする。
11. 掲載された「論文等」の複製権、公衆送信権は当学会が所有するものとする。著者による複製権、公衆送信権の行使の際には、学会の許諾を得ること。

付則：本規定は、2022（令和4）年10月1日から施行する。

本規定は、2023（令和5）年10月7日から施行する。

[付記] 原稿には表紙（A4判）を付け、論文種別・連絡先住所・電話番号・FAX番号・E-mail アドレス等を記載すること。